

第13回社会的資源あり方検討委員会 議事録

- 1 日 時 平成18年11月1日（水）午前10時10分から11時35分まで
- 2 場 所 千葉県庁中庁舎3階第1会議室
- 3 出席委員 柏女委員、川口委員、河原委員、木ノ内委員、杉宮委員、花崎委員
（欠席）岩楯委員、庄司委員、鈴木委員
- 4 内 容

（事務局）

たいへんお待たせいたしました、ただいまから第13回社会的資源あり方検討委員会を開催させていただきます。

本日は、大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

花崎委員には、遅れて参加と御連絡いただいております。

なお、本日は、岩楯委員、庄司委員、鈴木委員が所用のため欠席という御連絡を頂いております。御了解をいただきます。

また、本日、傍聴の方1名いらっしゃいますので、入室させてよろしいでしょうか、お伺いいたします。

（委員）

よろしいです。

（事務局）

ありがとうございます。ではお願いいたします。

それでは、早速議事に移りたいと存じます。議事の進行は、当委員会の委員長であります柏女委員長にお願いしたいと存じます。よろしくどうぞお願いいたします。

（議長）

みなさんおはようございます。6月にこの検討委員会の方で基本方向を提案をさせていただいてから、しばらくぶりでみなさんお集まりということになりますけれども、ぜひまた、最終段階に、競馬で言えば第4コーナーを回ったところになりますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思っております。

議事に入ります前に、今日配布されている資料の確認と御説明を事務局の方からお願いをしたいと思っております。

《資料確認》

（事務局）

児童家庭課長の松永でございます。本日は、本当にお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。前回までに、基本方向ということで、とりまとめたいただいた内容について、パブリックコメントを実施させていただきまして、その結果について、お手元に配布をさせていただいております。資料の3ということで、配布させていただいております。

これからの進め方ということで、御説明をさせていただきたいと思っております。

資料の1にありますように、この基本的な方向をとりまとめたいただいた中身を更に検討していただくために、小委員会を設けてはいかがか、ということで御提案をさせていただいております。この小委員会の審議の中身でございますけれども、パブリックコ

メントで出されたいろいろな御意見を御覧頂きますと、例えば児童相談所の中では、専門性の確保ということで、例えば、虐待エキスパートの活用についてとか、虐待対策班の設置とか、あるいは一時保護所の設置について、意見が出ています。例えば、一時保護所については、各所に併設が必要であるとか、虐待対策班については、そういったセクションよりも、施設処遇後の治療的処遇をするセクションを新設したらいいのかな、という御意見もございます。

また、児童相談所に関して、基本方向で位置づけられております、中央児童相談所について、施設の増設について、記述がございしますが、具体的にどういうところにどんな形でやっていくかというような方向性とか、その辺の議論も必要ではないかな、と思います。また、社会的養護体制の整備拡充についてですが、パブリックコメントでは、3頁の4番目にございしますが、社会的養護体制の整備充実ということで、ここに書かれましたように、例えば、大舎制というのが、いい場合もあると、全て小規模化というのを進めていくということが・・・、という話だと思っておりますが、そのような観点の御指摘というものなどがございします。

また、情緒障害児短期治療施設ということで、20番から意見がございしますが、県の方でも、情緒障害児短期治療施設に入る子どもがどの程度いるのか、というのが、これはそれぞれの定まった基準というのがどの程度のお子さんを、ということですね、決まった定義というのが県の中でも持っていませんので、児童相談所からどの程度あるか、というとはやはりまちまちなんですね。ですから、どの程度整備するのか、その辺の調査とか、そういったものも必要なのではないのかと、その辺が21番のところでしょうか。県の方でも考えておりますし、このような御意見もございします。そういった点について、更に議論を深めていただく必要があるのではないかと、思っております。

また、県立児童福祉施設のあり方について進めていくわけですが、具体的にどういう手順で進めていくか、県の内部で検討委員会を設けていくとか、いろんな手法があると思いますが、順番といいますか、優先順位を定めるとか、あるいは、複合的とか、いろいろな御意見がございましたけれども、進め方について、大枠こういう方向とか、いくつかの方向性とかを御議論いただければ、それは、こちらの参考にさせていただく、ということができないのではないかな、と思っております。

これから、この小委員会で御議論いただくのは、基本的な方向に更に書き加えるべきもの、もっと進め方について具体的な方向性を示せるもの、あるいは、基本方向の中で、これについてはあまり根拠が、もう少し議論して、もっと記述を変えていく必要があるものがあるのかどうか、その辺について、データなどをもとに、更に詳しく御議論いただきたいと思っております。

資料1については、そのような観点から、小委員会を、さらに全体を、この小委員会で議論していただいたものを、さらに全体で議論していただいて、報告書を作成するという方向で進めていただけたらいいかな、と思っております。

この議論については、個々の事例や、運営・経営面に関わる問題など、踏み込んだ議論も必要と考えられるので、委員の自由な議論を担保するために、非公開で実施をしていただけたらいいかな、と考えております。

僭越ですけれども、構成員の案といたしましては、柏女委員長、花崎委員、庄司委員、杉宮委員の4名で構成をしていただけたらいいかな、というのをここにお示ししてございます。

主な検討課題は、先ほど、私がお話したのは、非常に僭越ですけれども、例えばそういうようなものを更に議論していただけたら、ということでございます。資料1は、以上でございます。

資料2は、検討委員会のスケジュールです。11月1日に今日開催し、11月8日から小委員会を開催を進めていくということで、概ね11月8日と12月20日の2回で、

1月を予備ということで、2回ないし3回で進めていっていただければと思っております。

最終的にこの全体会議を1月から2月の間に、検討委員会を開催して、報告書案を検討していただくと、そして、3月にまた社会的養護検討部会に諮りまして、社会的資源のあり方について、県に答申していただくという方向で、進める形でいかがかな、ということでご提示をさせていただきました。よろしく御審議いただくようお願い申し上げます。

(議長)

ありがとうございました。今、課長さんの方から資料1、2、3に基づいて、事務局としての考えをお話いただきましたが、議題を2つに分けて、1つは今後の進め方について、まず確認をさせていただいて、2つめは、資料3に、事前にもお送りをいただいておりますけれども、このパブリックコメントを踏まえながら、今後の議論に参考になる御意見を出していただければと思っております。

まず、第1の議題であります今後の進め方ということで、資料1、2に基づいて、事務局の方から御説明がありましたけれども、この進め方についてはいかがでしょうか。

以前も、少し小委員会など作成をした上で、議論を詰めた方がいいのではないかと、という話も出ておりましたけれども、よろしゅうございますでしょうか。

また、メンバーにつきましても、事務局の方で人選をしていただいておりますけれども、よろしいでしょうか。

確認ですけれども、今日御欠席の庄司委員、それから、他のお二方の御了解もとれているということですのでよろしいですね。

(事務局)

欠席される委員には、本日御出席の委員の方々に一任ということで連絡をいただいております。

(議長)

御一任をしていただけるということですので、よろしゅうございますでしょうか。

(委員)

基本的には全く問題ないのですが、主な検討課題の中で、児童相談所の体制整備と云うのがありまして、これまでの検討委員会の中では施設ないしは里親といったことについて、議論をしてきて、児童相談所の体制整備については、ちょっと脇に置いたような形で議論してきた気がしているんですね。パブリックコメントの中には含まれていました。それが小委員会の中で課題に入っていくんでしょうけれども、この場ではあまり議論されてこなかったもので、どのように考えたらいいのかなと、児童相談所の体制整備については、ここでの議論も十分されていないので、小委員会での議論されたものを承認する形をとるのか、これは、置いておいたという認識であったんですが、これは、置いてはないんですね。あり方検討委員会の中で児童相談所のあり方についての議論というのは、どんな認識でしたでしょうか。

(議長)

置いておいたという認識はないんです。報告の中には入っていますので。

虐待死の検証委員会で、そちらの方を先行して御議論していただきましたので、それをこちらに御報告をいただきましたので、昨年11月ですが、それを受けて、この中で議論で、杉宮委員にも、検証委員会に入っている杉宮委員にも入っていただいて議論

をしてきたという経緯があるので、置いてきた、という認識はない。

ぜひ、今日ここで、それこそ小委員会の委員にこのことをもう少し検討してほしい、という御意見を、重ねて出していただければとてもありがたいと思うのですが。そういうことで、よろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(議長)

それでは、私を含めてですが、花崎委員、今日御欠席ですが庄司委員、杉宮委員、いろいろとご面倒をおかけすることになると思いますけれども、ぜひ御協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、今日の議題の2です、次回から、来週から小委員会に入つて行きたいと思ひますので、ぜひ、そこで、こうした点を踏まえてほしいとか、そうした御意見を、木ノ内副委員長、川口委員、河原委員の方から特に意見を頂戴できれば、小委員会の方でぜひ生かしていきたいと思ひますし、また、花崎委員、杉宮委員の方からは、小委員会で議論するに当たつて、今ほど課長さんの方からお話がありましたけれども、もう少しバックデータが必要だとかいうような話があつて、やはり、もう少しエビデンススペースというか、具体的なエビデンスに基づいて提言をしていかないと説得力に弱い点がありますので、事務局の方でこうした資料を用意してもらえないかとか、いふような意見がございましたら、ぜひ、まだ小委員会に入る前ですので、積極的に出していただければありがたいな、と思ひます。

それでは、議題の1につきましては、御承認をいただいたということでよろしいでしょうか。では、よろしくお願ひいたします。

それでは、議題の2についてでございますけれども、パブリックコメントによる意見についてですが、先ほど課長さんの方から概略を御説明いただきましたけれども、もし、事務局の方から補足がございましたらお願ひをしたいと思います。いかがでしょうか。

(事務局)

先ほど課長の方から説明がございましたが、私の方から意見についてかいつまんで、全体を少し説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

(議長)

はい。お願ひします。

《資料3の説明》

(議長)

はい、ありがとうございました。

私の方から2つだけ質問をしたいのですが、一つは、このパブリックコメントは何人の方から意見があつたのかということと、この後のパブリックコメントの扱いについて、事務局としてどんな風に考えているのかをお伺ひしたいのですが。

(事務局)

人数につきましては、資料3の番号ごとが、人枠お一人ということで25名の御意見と申すこととお示しさせていただいております。

この後の扱いにつきましては、県のホームページでパブリックコメントを募集させて

いただいておりますので、どのような意見が集まりましたということを、答申が出される際に、このような意見が集まりましたというのを、報告をする必要があるのですが、それに対して、委員会として何かしらの、いただいたことに対するコメントなりを合わせて、意見を公表する時に載せさせていただければな、というふうに考えております。

(議長)

25人と言うのが、なかなか想像しにくいのですが、ということは、一人の方が一つの意見しか述べなかったのでしょうか。延べ25の意見と言うのは分かるのですが。何人の方がこの25の意見を述べたのか。一人の方が一つの意見しか述べなかったというは、考えにくいんですけども。

(事務局)

訂正させていただきます。延べということで。何人というものが、本日子ちんと整理された数をお出しできないので、大変申し訳ございませんが、延べということで訂正をさせていただきます。申し訳ございません。

(議長)

延べ25の意見ということですね。また、人数などが分かりましたら、教えていただければと思います。

それから、今の確認ですと、ここは審議会ですから、一つひとつのパブリックコメントについて、それに対しての審議会としての意見を出す必要はないというふうに思いますので、今のお話ですと、総括的に、この御意見をどのように今後生かしていくのか、ということについてのコメントを総括的に審議会として、この委員会として出すということのようです。そのことも踏まえまして、一つは、このパブリックコメントも踏まえながら、今日いただきたいのは、小委員会に対して、今後どんな検討をしてほしいか、あるいは小委員会だけではなく、こうしたことを深めるべきである、ということについての総括的な御意見をできるだけ頂戴したい。一つひとつのパブリックコメントについての御意見ということではなく、総括的な御意見を頂戴できればと思います。

なお、この基本方向の報告書につきまして、多くの方から貴重な御意見、25項目にもわたる御意見を頂戴できたということについては、本当に感謝をしたいと思っています。

それでは、これにつきまして、何か御意見がございましたら、ぜひお願いしたいと思います。

(委員)

パブリックコメントの中にも3頁ですが、社会的養護体制の整備拡充というところで、児童養護施設そのものが小規模化していくということが、今方向性としてあるわけですが、実は千葉県の子童養護施設協議会の中でも、小規模がいいのか悪いのかというところの議論が出ておりました。多分そこからの提示であろうと思います。私がいつも思いますのは、小舎・中舎・大舎とか小規模と言うときに、みなさんそれぞれがイメージしているものが違うんだろうと思うんですね。大舎のいいところもあるだろうという時の大舎は、100人や200人を単位にしてマスにしてやっているものをいうのか、それとも6人ではなくてももう少し大きくてもいいんじゃないかをいっているのかというところの基準が分からないというのがありますので、この御意見の方だけでもいいですけども、その辺の基準、みなさんの意識の部分をはっきりさせていただかないと、議論が進まないような気がするので、その辺のところをよろしく願いいたします。

(議長)

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

(委員)

パブリックコメントみていますと、いろんなことが思い浮かぶといえますか、出てくると思うんですが、一つは小規模化の問題がいくつか議論になっているというか、大舎制でもいいのではないかと、というのがありますが、小規模化についてのきちんとした説明がなされていないというのが出てくるのかな、と思いますので、報告の中では、小規模化というのがどういうことか、とすべきなのかという、その辺のことをきちんと書き込む必要があるのかなということと、それから、12番で地域で支えるということが、地域と言うのはよく分からない、というのがありまして、これもやはり地域で支える仕組みと言うのがどういうことなのか、もう少し、分かっているだろうということを書くのではなく、それはどういうことなのかをもう少し書き込む必要があるのかな、と。

それから全体を通じて、児童相談所ないしは児童養護施設のスタッフの専門性、職員の専門性が問われていますので、この辺についてももう少し議論してほしいのかな、という思いがあります。

それから、私は個人的に市町村の職員から聞いたのですが、里親保険というのはどうなの？と聞かれたりしたのですが、児童相談所から一部業務が移管されて、市町村の認識はどうなのか、体制が変わったあたりをどういうふうにかちゃんと県民も知らない場合もあるでしょうし、その辺も改めて、というふうに思いました。気になったのはその辺でしょうか。

(議長)

今のお二人の委員の御指摘にもありましたように、やはり幅広い方々にこうした報告書をお読みいただいて、また御理解をいただくということから考えると、もう少し、専門家の中では自明になっているようなことも、もう少し丁寧に書き込んでいくことが必要であろうという御意見がありましたので、ぜひその辺は考えていければと思います。

それから、相談体制の話が出ましたので、ぜひここも、市町村の役割強化のところの現実がどうなっているのか、その評価も踏まえて児童相談所のあり方も論ずるといことも考えていかななくてはならない大きな課題であると思います。ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

私の方から一つですが、小委員会の検討課題で、社会的養護の量的な拡充の話、体制整備の話で受け皿の増が載っていますが、前にも申し上げて、報告書の中にも書いていますが、将来の需要予測をどう考えていくのかについて、少なくとも近県の状況を踏まえて、千葉県の子どもの将来予測、これは国の将来推計人口等を出ているはずだと思いますので、そうしたことを踏まえて、今後どのような需要が見込めるのか、高位推計の低位でもいいですが、どの辺の幅で考えなければいけないのか、というのをぜひできる範囲で結構ですから、例えば埼玉県などの例をとりながら出していただけるとありがたいかな、というふうに思います。子どもの人口などは、全国的に言えば数十年たてば今の半分になるという話しですから、児童養護施設のキャパが全国平均の、今は千葉県は半分ですから、そういうことを考えればこのままでいいという、単純に言えばそういう意見も成り立つわけですが、そのためには、それまでの今増えている段階を乗り切るためにはどうしたらいいか、緊急策をどうしたらいいか、そうすると恒常的に続けなければいけない児童養護施設をたくさんつくっていくことは現実的ではないであろう。そう考えるとこの10年、20年をどう乗り切るかという整備を考える、ということが現実的な場合もあるわけですから、そうしたことも考えていく素材がないと、議論もできませんので、そういう意味では、将来の社会的養護の体制整備を図るための素材をで

できれば提示をしていただければありがたいというふうに思います。

(事務局)

第1回の小委員会には、できる範囲のデータの提示をしたいと考えております。その他につきましては、委員のみなさまの御意見をいただきながら、詰めていきたいと考えております。

(議長)

ありがとうございます。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

もう一つは、小規模化のメリット・デメリットですが、いくつかの研究はあると思うのですが、私が今関わっている、審査をした研究ですが、埼玉県が施設が小規模化を進めていて、そのメリット・デメリットなどを全国調査をした上で、埼玉県のある児童養護施設が出してございまして、それは、私の方で入手することができますので、また、こちらに事務局の方にお送りするようにしたいと思います。もちろん、グループホームのメリット・デメリットというのは、当然あるわけですから、それと大きな規模のメリット・デメリットも当然あるんだろうと思いますし、どちらがいいのかあるいは何人くらいに分けていったらいいのか、そういう議論もしていかななくてはいけない。全部小規模にして言い訳ではないだろうし、全部100人規模で言い訳でもないであろうと、それを議論するにはそれぞれのメリット・デメリットを整理をしていかなければならないだろうと思います。

他にはいかがでしょうか。委員どうぞ。

(委員)

パブリックコメントを見せていただきながら、思ったことで小委員会の中でいろいろ検討してもらいたいと思うのですが、今後は、ますます母子生活支援施設が養護施設とか乳児院を退所された子どもが家族再統合するときの第一段階の受け皿として役割を果たしていきたいとも思っていますし、また、その逆も、母子生活支援施設に一度入所された親子であっても、一時やはり虐待とか事情があつて、養護施設とか乳児院に入所、家族一度分離をするということが出てくるのではないかとと思うのですが、児童相談所の増設とか、パブリックコメントにもありますし、今後の社会的養護の体制の整備を考えていく上で、地域に母子生活支援施設も県内たくさんありませんし、養護施設にしてもいろんなところに点在しているので、利用者や子どもがあまり環境を変えずに、仕事をそのために変えなければいけない場合もあるかもしれませんが、そういったいろんな施設の利用がしやすくなるような体制がとれないかな、と思っています。そういったことを細かく小委員会で検討してもらえたらな、と思っています。

(議長)

ありがとうございます。いわば施設の総合化みたいな話になってくるのではないかとと思いますが、専門化すればするほど、専門施設の数は一つひとつの種別ごとの数は少なくなつて、総合化すればするほど専門性は薄くなっていく。これもバランスの問題であると思いますが、特に、母子生活支援施設は東葛地区にいくつもありますので、特に、児童養護施設の少ない東葛地区に母子生活支援施設があるということは、そうした社会資源をどう活用するのかと言う点では、とても大切な御指摘をいただいたと思います。ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

(委員)

今の母子生活支援施設に関してですが、先日新聞で見たのですが、30-40代の母

子生活者がだいぶ増えているとのこと。早めに手を打つということからいえば、むしろこの部分に厚く体制をとっていくことも必要なと思ったのですが。

パブリックコメントの1番ですが、かなり総論としてこの結果をどうするんだという意見と思いますが、確かに提案をすることでも、緊急性があるもの、あるいは2～3年、5年くらい、いくつか提案によってあるんだらうと思うのですが、必ずしもこの委員会ではなくて、行政のお考えもあるだろうし、予算規模の問題もあるし、そのようなところからすると、どんな進め方がいいのか、小委員会だけでは決められないことでしょうが、暫定といいますか、緊急性のあるもの、あるいは、中期規模で取り組むもの、長期的に取り組むもの、といった辺をどんなアプローチをするのか、小委員会です、その点について、お願いと方法論の問題をやっていただきたいと思うのですが。

(議長)

私も、今日はそれを諮りたかったのですが、優先順位については、全く我々が考えることではない、という、我々は全部やってほしいということを提案することも可能ですし、重点目標ということで、4つの重点目標を挙げて提言をしていますので、それはいえると思うのですが、この中でどれが優先かとか、そこまでこの委員会で提案をした方がいいのかどうか。そこは、委員のみなさまの御意見を頂戴できればと思うのですが、どうでしょうか。

この中で、パブリックコメントの1番ですが、施策の優先順位を審議会で明確にすべきだという意見があるわけですが、このことについて、それは、答申を受けた行政がやるべきだという意見もありますし、審議会の中でパブリックコメントの御意見のようにこちらで優先順位、第1優先順位、第2優先順位というふうにすべきだという見解もあると思うのですが、それについて我々はどのようなスタンスで望んだらいいのか、ということなんですが。

(委員)

我々いろいろな分野から参加して、検討している中で、我々の意見として優先順位を決めてもいいのかな、というのは私の考えとしてはあります。県は県の立場として優先順位があるかも分かりませんが、そういう中で調整していくという形での順位の付け方と言うのはどうでしょうか。

(議長)

それは、可能でしょうか。

(委員)

分かりません。

(議長)

それは、例えば、児童相談所の体制強化と社会的養護の量的整備とどちらを優先すべきだという議論になると思うのですが、我々、今は重点目標として児童相談所の体制整備を進めるべきである、ハードソフトの体制整備を進めるべきである、社会的養護の量的質的向上を図るべきであるという具合に重点目標を4つくらい提示しているわけですね、それから地域の中で、抽象的であるとの御意見もありますが地域の中で発見、見守り、気付きの体制つくるべきだといっているわけですね、それに対して、第1優先順位をこれにすべきだということ果たしのこの委員会の中で可能だろうかと思うのですが。

(委員)

まだ、細かに指摘・意見が出たわけではありませんが、児童相談所の機能整備を考える中で、他の教育分野とか、警察関係の方でも子どもの相談機能はあるわけですよね。児童相談所は今、それこそ何でも相談に来いみたいなものをもう少し整理していく必要があるのではないかと考えてみますと、こちらで順位を付けても法の整備もからんできますから、私は、重点を指摘するだけで順位までは現実的ではないような気がします。

(議長)

という御意見ですが、どうでしょう。

(委員)

おっしゃるように、順位まで決めなくても、我々としてこういうことを優先的にやっていただきたいという意向は述べてもいいのかな、と思います。

例えば、今委員がおっしゃったように、児童相談所の整備についても、今の状態の中ではかなり急を要することでもあるわけですよね。ですから、私としては子どもの最善の利益を考えたときに、今の状況の中で、何が一番必要なのかということ、こんなような所から手を付けていただきたいというようなことは言えるとは思いますが、おっしゃるようにはっきりつける必要はないとは思いますが。

(議長)

おそらくそれは、我々の意見として、今は「おわりに」、のところで書いているわけですね。社会的養護体制の量と質の整備が待ったなしの状況であると、そのことだけを探り上げて書いているわけで、われわれの意向としては、社会的養護体制の量と質の整備が第一と、探り上げて書いているが、もう少し明確に、これは我々が考える第一優先順位であると、その「おわりに」の中で書いていくことは可能であると思いますが、そういったことも踏まえてやっていきたいと思えます。

(委員)

非常に基本的なことですが、あり方検討委員会でこういった成果物ができて、審議会のほうに今度はそれを提出して、審議会の成果物になっていくわけでしょうが、これはその後、行政に対する提言レベルになるのでしょうか。それともどのような形でこの成果物が反映されていくのか、その辺にもよって、具体的な優先順位を決めていった方がいいのか、行政の方でどう受け止めるのか、というのは、委員会のあり方、審議会のあり方、行政との向き合い方というのはどうなっているのでしょうか。

(議長)

これは、諮問ですから答申になりますので、県の方から、社会的養護を必要とする子どもたちのための政策は、どうあったらいいのかを社会福祉審議会に諮問があって、その社会福祉審議会がこの専門委員会をつくって、そこで検討したという形になりますので、社会福祉審議会の方から、県にこのような形でやってくださいという答申になると思います。それを県がどうするかは、県が考えることですが、我々としては、諮問があった訳ですから、それに対してこのようにすべきであるとお答えをするということになるのであろうと思えます。よろしいでしょうか。

他にはいかがでしょうか。

(委員)

計画化するというのは、委員会の問題でもあるでしょうが、事務局側の問題でもあると思うんですね。どのように取り組むか。こちらの考えと同時に、できれば事務局側の考えもお聴きしたいですね。取組に関する優先順位の問題。小委員会でも取組をすべきかどうかというのは事務局サイドの考えもあるのではと思うのですが、いかがでしょうか。

(議長)

その辺も含めて、できたら小委員会の中で、本当にどうしたらいいのかのやりとりができたらいいな、と思っています。今県の方々は、この場合は事務局として参加をしているので、あくまでもわたしたちの意見をしっかりと練り上げていくためのお手伝いをするための事務局として参加をしていますので、県の立場とは違いますので、その辺は次回以降やりとりをしていくことになるのではないかと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

(委員)

私は、民生委員ですので、話が的確かどうか分かりませんが、12番の地域で支える仕組みということですが、これでやはりこういうことができるのかできないのか、というよりも、もっと民生委員を活用していただいた方がいいのではないかと思います。

民生委員は、一般の住民とは違いますから、一般の方も守秘義務は多少あるのですが、言っていること悪いことありますが、民生委員は、普通の方の守秘義務とは違いますから、ある程度児童の問題や何かを個人情報だということだけで、民生委員に開示しないというよりも、部分的には、こういうことは民生委員も開示して協力してやってもらおうというような体制をしていただかないと、いつになっても虐待は根が深いですから、なかなかできないのではないかな、と思います。

ですから、児童相談所だの施設を増員や増設するのも結構ですが、私は常に市川でも言うのですが、出産した時に出生届がでますよね。その時、我々民生委員が直接行くというのはなかなか難しい。何で？ということになるので、出生届が出た時に、その地域の民生委員に多少のきっかけですから、何かを持って、市からお祝いというか、ちょっと顔を出しに言って、きっかけをつくって、次からは、赤ちゃん大きくなりましたか？などと言って、何とか関係を持っていくというような方式でいけば、私は養育のいろんな問題も民生委員はある程度育児には経験を持っていますから、そういうことから入っていった方がいいのかなという思いがあるんですが、なかなか行政側の……。それは、おなかが大きくなりますから民生委員は、あの方が子どもを産んだなというのは分かりますが、直接接触がない人のところへ何にも無しに入るとするのはなかなか難しいので、そういう思いを私は持っていますので、いつも市川で言っています。ただ、それでも個人情報だということを開示しませんよね。そういうところは、やはり民生委員を活用しないと、ただただ民生委員です、というのでは困るので、そういう点も県の方も前向きにやっていただければありがたいな、と思います。

(議長)

ありがとうございます。

(委員)

6頁に地域での多様な子育て支援、地域の子育て力の強化というところに、「主任児童委員等が」という言葉が入っていますが、民生委員というのが入っていないんですね。報告書の中に、民生委員というのは入っていませんでしたでしょうか。

地域での子育ての中で、どうしても子どもといますと主任児童委員が多くなるんで

すね。ですが、民生委員の力も必要と思いますが。

(議長)

それは、「(イ)」に入っています。ここは、施設訪問についての言及ですから。

(委員)

ということは、入っているんですね。

(議長)

委員のおっしゃるのは、そうは言ってもなかなか入りにくいので、仕掛けがあれば入っていけるので、仕掛けについて、やはり制度として用意すべきではないだろうかという御意見なので、とても大事なことだと思うのですね。

今日の新聞で、だっこの宿題の話がでておりました。小学校1年生で学校の先生が子どもにお父さんやお母さんにだっこしてもらおうという宿題が出されたら、それでだっこの宿題があると、もう1年生ですから、何でもお兄ちゃんなのに、と普通は言われるが、だっこの宿題という仕組みが入るとやってもらえる、そこで、改めて、親子の絆をお互いが感じることができる、こういうことなんだろうと思うんですね。そういう仕掛けを用意してもらえないと、なかなか入れないだろうという御意見だと思います。そういうことをぜひ大事にして考えていきたいな、と思います。ありがとうございます。

(委員)

国の方で、専門員という形で生後4か月まで専門員が入るといような話を聞いていますが、果たして4か月だけでいいものかと思います。民生委員というのは、ずっと成人になっても全部関わっていますので、ぜひその民生委員を活用するのが一番や安上がりといえれば安上がりですが、そういうことではなく、そういうふうにしていただければいいかな、と思います。

それから、よく、児童相談所へ入ったと、施設へ入ったという場合でも、前にも申し上げたと思いますが、その子どもがいずれ帰ってくるんですね、親の下へ、その時にやはり施設からこういう子が帰りますよという話があって、その施設に入っている間、お母さんたちとの接触、親との接触を民生委員が持って、帰るときには穏やかな家庭に帰してやりたいな、と我々は思うわけですよ。そこで、帰ってからもなかなか馴染まないとすれば、民生委員だけでもせめて暖かい気持ちで相談にのってやれば、子どもの更生にもなると思いますし、子どもが悪くて入った訳ではない子も沢山いるわけですよ、全部が子どもが悪くて入った訳ではない、今は家庭の問題も大きいので、それも踏まえて県もお考えいただいた方がいいと思います。

(議長)

事務局どうぞ。

(事務局)

委員のお考えに関連してですが、先ほど生後4ヶ月までの話がありましたが、国の方でまだ概算要求段階ですが、保健師が出産後4ヶ月以内に全戸訪問すると、ですから2歳児までですね、この辺についてはきちんとフォローしていく方向を国の方が打ち出して、例えば虐待防止ネットワークを市町村に設置していただいていますので、県としては、要保護児童対策地域協議会をぜひ市町村ごとにつくっていただいて、保健師がそこへ行って、何らかの懸念があるところは民生委員さんなどいろいろな関係機関と連携をとって、フォローしていく体制を強力に推進する必要があると考えています。4ヶ

月の話をお話しようと思ひまして、手を挙げさせていただきます。

(議長)

ありがとうございます。今の委員の御指摘の視点、小委員会の中でも議論をしていきたいと思ひます。

(委員)

冊子の17頁の「おわりに」の2つめの○のところですが、18年度中に実施できるものは直ちに実施し、とありますが、先ほどの優先順位の話とも関連すると思ひますし、小委員会でも検討していただければと思ひていますが、ここに書かれているとおり、次年度はもちろんです、今やるべきことは何なのかということ、これが6月に出ていますから、今現在何か取り掛かりがあるかどうかもお聞きしたいと思ひますし、小委員会でも検討していただければと思ひます。

(議長)

今、18年度中に、この6月提言を受けて実施していることについてお聞きした方がよろしいでしょうか。では、この提言について、この6月以降実施していることについて御説明していただきたいという川口委員の御質問ですが、ありますでしょうか。

(事務局)

まず、児童相談所については、死亡事例検証委員会の提言もありましたし、この資源のあり方の検討会の中でもいろんな議論があったのを踏まえて、児童相談所長会議とか、県とも連絡会議ということで開いて、実際に虐待防止で言えば、アセスメントシートを導入して、より子どもたちを制度の隙間に落とさないような体制を引いています。

後は、組織的な対応と言うのを徹底してやっていると、ですから、市町村の連携とか他の民生委員さんなり、警察、そういったところの連携も強化しているというところで

す。また、児童養護施設についていえば、今入所率が90%以上になっていますが、この12月に1ヶ所、30名規模の施設が富津市に設置していただく、民間の社会福祉法人が設置していただけることになっています。定員の増という観点と、小規模化という話で申し上げますと、富浦学園に小規模児童養護施設という6人規模のいわゆるサテライト施設、本体施設とは別枠の定員を設ける、ですから100人+6ということで6人規模になります、そういった施設を設置してまして、これについて民間にも更に普及をしていきたいということで、制度化、さらに充実する制度をしていきたいということで、検討中でございます。これについては、民間の方に働きかけているということです。これは、来年度の予算要求にも関わるので、ここの場では詳しい内容は申し上げられないのですが、こういった状況を踏まえていろんな検討をしているところです。

里親さんについては、里親の支援制度を設けていく必要があるということで、新規の里親について、必ず保育士さんとか、預けるときにはそこの場に行って、実際に養育の指導をしていただいたり、あるいは、預けた後も市町村の保健師が里親に行って、家庭に行って、その状況を見て必要な指導をしていただく、ということをしていきます。

あとは、里親さんの研修を強化していくというようなこともしていますし、中央児童相談所に国の制度で作りましたが里親委託推進員を設置して、6月から設置しているという形でそのような制度も講じています。

子育て支援については、保育所に子育て支援センターを、全保育所に設置したいということで、これについては進めています、現時点で5割くらい設置していただけていますが、市町村の要望調査で来年度中には8割まで設置していただけるような状況で、

これについては、強力に推進していくと。また、放課後児童クラブといったものについても、10歳までのお子さんを放課後預かるのですが、これについても小学校区に必ず1ヶ所設置していただけるよう県も進めておりまして、国の補助対象とならないような小規模の放課後児童クラブの補助制度も創設して進めています。

ここにある対応について、今、全部を整理してお話している訳ではないので、お話しきれませんが、このような形で、子ども、今養護施設の量的な不足については十分認識しているわけで、里親さんの開拓や児童養護施設の立地促進というところにも努めているところです。以上で御説明とさせていただきます。

(議長)

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

引き続き御尽力をお願いしたいと思います。また、適宜審議会の方に検討状況等につきまして御報告をいただければありがたいと思います。

(委員)

今の話にもありましたが、放課後児童クラブのことであるとか、いろんな支援策がありますが、子どもの支援に視点が行くのは大変ありがたいことではありますが、家庭の、ますます閉じ籠っていく家庭への危惧感がなんとなくあるんですね。この報告書がどうこうということではないですが、もっと文化として開かれた家庭がつくられていく。子どもだけを支援していくのではなくて、母子家庭などもあります、家庭支援みたいなもので、閉じるのではなく開かれた家庭を文化としてつくっていくような、もともと日本の家庭はそんなに閉じられた家庭ではなかったような気がします、今は、閉じられてしまって、そこに病理があるような気がするの、非常に基本に流れている日本の虐待などが起きている問題、もう少し開かれる家庭のためにどんなことが可能なのかと思ったりして、どうもそういうことで何か可能なことがないのかなと思ったりするのですが。

(議長)

そうですね。ありがとうございます。

世の中がどんどんどんどん壊れていっていますので、その壊れを防止していくためのことが大事だろうと思いますけれども、なかなかうまくはいっていないのが現実かなと思いますね。ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

(委員)

情緒障害児短期治療施設の件ですけれども、このパブリックコメントの中の4頁のところに、10頁への意見としてありますものの中で、特に21番にあります、定義があいまいで、情緒障害児短期治療施設への入所が必要な子どもがどの程度いるのか分からないというのがありますが、この辺も、今全国にある情緒障害児短期治療施設の実態も時々伺いますけれども、必ずしも設置の時の目的が達していないということで、入所の児童があいまいであって、そして、長期化して、いわゆる養護施設化しているということも聞いたりしておりまして、その辺の実態をもう少し詳しく調べることで、全国の情緒障害児短期治療施設の状況について、どこかで私も見たことがあるのですが、別の部会だと思いますが、それと、各施設と里親さんの中で情緒障害児短期治療施設にどうしても必要な子どもがどういう状態で、どのくらいいるかをいうのを調べておくのが必要なのかな、と思えます。

(議長)

はい、ぜひこの辺は必要だろうと思いますね。情緒障害児短期治療施設の会議は毎年開かれていますので、それで情報はいくらかでも集まるし、児童養護施設にどれくらい情緒障害児短期治療施設に適当な子どもがいるかなどは、私が千葉県の児童相談所にいた頃から検討しています。

(委員)

データが今はないのです。

(議長)

今はないので。あとは県としてやるかやらないかの話だと思います。他にはいかがでしょうか。

もし、よろしければ、少し時間は早いですが、で終了させていただいて、そして、小委員会の方に引き継いでいきたいと思いますが、よろしいでしょうか。特に、木ノ内委員、河原委員、川口委員よろしいでしょうか。

河原委員どうぞ。

(委員)

しつこいようですが、相談するところは今はいくらかもあるんですよね。ですが、親が子どもを連れて公園デビューができないとかできるとかというのはだいぶ前からありました。市川の場合でも電話をするとすこやか応援隊というのが、育児の相談に家まで行くというのができていますが、その電話さえできない親がいるんですね。ですから、そういう面ではやはり民生委員が携わるのが一番いいのかな、という思いであります。私は民生委員の代表ですから、そういつて、民生委員がそれをできませんというわけにはいきませんので、ぜひそういうところを活用していただければ、情緒不安定な児童・幼児がだいぶ減るのではないかと。親もそうですが、ぜひみなさんに御理解をいただいて、民生委員を活用していただければありがたいなと思います。

(議長)

今回のパブリックコメントは、制度上のパブリックコメントということでよろしいのでしょうか。行政が行ったものについて意見を広く県民に求めるというのがパブリックコメントだと思っていますが、これはいかがでしょうか。

(事務局)

今回のパブリックコメントの扱いは、委員会のみなさまの御意思ということになるかと思えます。これは、行政が求めたのではなく、委員会が求められたパブリックコメントなのであって、直ちに謝辞を出したいという御意見であれば、県庁ホームページでそのように対応いたしますし、また先ほど担当が申したとおり、通常の県のやり方として、最終的に答申を出す際に出す方法もあるということも、先ほど担当が申したとおりではございますが、いずれにしても委員のみなさまのお考えと言うことになるかと思えます。

(議長)

行政が行ったものについてのパブリックコメントと、それに対する意見、行政の方でこういうふうにしましたというふうに出しますよね。あれば、何の制度に基づいてのものなんですか。

(事務局)

千葉県では、「ちばづくり県民コメント制度」という、要するにパブリックコメント制度を設けておりました、県の指針と要領で定めておりますが、いくつかの要件でこういう時には県民の意見を広く聴くというふうになっております。その中で、審議会等から求めている意見、内容については当然入っていませんので、純粋な県のパブリックコメント制度にのったパブリックコメントではないけれども、委員会の委員の方が広く意見を聴いたということで、ただその場として、パブリックコメントの入り口に県民の方も集まってくるので、その場をお借りしたという、そういったようなスタンスになっております。

(議長)

ということで、また、事務局の御意見としては、委員会としての報告書を出す際に、総括的な意見をお礼とともに載せて出してはどうだろうか、ということですが、よろしいでしょうか。

はい、それでは今事務局の方から御提案があった形で、最終の報告書の段階で、こういう御意見がありましたということと、もう一つはそれに対する委員会のコメントについて提示するという方向でやりたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、次回以降の小委員会に申し送るといいでしょうか、少し議論も広がった感もありますが、議題の2については、これで終わりにしたいと思います。

続きまして、議題の3その他についてですが、これについては、事務局の方から何かありますでしょうか。

(事務局)

この場で、次回日程の連絡をさせていただきます。

小委員会ということで本日御承認いただきましたので、次回の第1回小委員会の開催予定ですが、11月8日(水)午前10時から、この会場でお願いいたします。柏女委員長、花崎委員、杉宮委員には、御出席のほどよろしくお願いいたします。その後ですが、2回目の小委員会といたしまして、12月20日(水)午後3時半から、この会場で開催させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

(議長)

ありがとうございます。それでは、委員の皆様から何かありますでしょうか。

ないようですので、それでは、今日は30分ほど早まりましたが、今日の議事を終了とさせていただきます。河原委員、川口委員、木ノ内委員には年越しということになりますので、まだ早いですが、どうぞ良い年をお迎えを頂いて、また、我々の小委員会の成案を来年たたいていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(事務局)

委員の皆様には熱心なご討議、ありがとうございました。

以上をもちまして、第13回社会的資源あり方検討委員会を閉会いたします。本日は、ありがとうございました。